

議案第37号

淡路市税条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月3日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市税条例の一部を改正する条例

淡路市税条例（平成17年淡路市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

- 第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。
- 2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第56条の改正規定 令和7年4月1日

（2） 附則第4条の2を削る改正規定 公益信託に関する法律(令和6年法第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の淡路市税条例附則第5条の2の規定は、令和6年4月1日から適用する。

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は</p>	<p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又</p>

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属さないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</u></p> <p><u>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</u></p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属さないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)</u></p> <p><u>第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例</u></p>

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p><u>2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p><u>3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの</u></p>

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の4第3項</u>の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに<u>法附則第4条の4第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p><u>及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)</u>に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の5第3項</u>の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに<u>法附則第4条の5第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>

議案第 38 号

淡路市火葬場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の
件

淡路市火葬場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月3日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市火葬場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

淡路市火葬場条例の一部を改正する条例（令和5年淡路市条例第21号）の一部を
次のように改正する。

本則を次のように改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

火葬場の名称及び位置

名称	位置
淡路市斎苑 緑風の里	淡路市野田尾252番地2

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市火葬場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案																		
<p>淡路市火葬場条例（平成17年淡路市条例第139号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>別表第1の表中</u></p> <p>「</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>淡路市宮津名火葬場</u></td> <td><u>淡路市生穂2910番地</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>」</p> <p><u>を</u></p> <p>「</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>淡路市斎苑</u></td> <td><u>淡路市野田尾252番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>緑風の里</u></td> <td><u>番地2</u></td> </tr> <tr> <td><u>淡路市宮津名火葬場</u></td> <td><u>淡路市生穂2910番地</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>」</p> <p><u>に改める。</u></p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。</p> <p>（準備行為）</p> <p>2 （略）</p>	名称	位置	<u>淡路市宮津名火葬場</u>	<u>淡路市生穂2910番地</u>	名称	位置	<u>淡路市斎苑</u>	<u>淡路市野田尾252番地</u>	<u>緑風の里</u>	<u>番地2</u>	<u>淡路市宮津名火葬場</u>	<u>淡路市生穂2910番地</u>	<p>淡路市火葬場条例（平成17年淡路市条例第139号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>別表第1を次のように改める。</u></p> <p><u>別表第1（第2条関係）</u></p> <p><u>火葬場の名称及び位置</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>淡路市斎苑</u></td> <td><u>淡路市野田尾252番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>緑風の里</u></td> <td><u>淡路市野田尾252番地2</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。</p> <p>（準備行為）</p> <p>2 （略）</p>	名称	位置	<u>淡路市斎苑</u>	<u>淡路市野田尾252番地</u>	<u>緑風の里</u>	<u>淡路市野田尾252番地2</u>
名称	位置																		
<u>淡路市宮津名火葬場</u>	<u>淡路市生穂2910番地</u>																		
名称	位置																		
<u>淡路市斎苑</u>	<u>淡路市野田尾252番地</u>																		
<u>緑風の里</u>	<u>番地2</u>																		
<u>淡路市宮津名火葬場</u>	<u>淡路市生穂2910番地</u>																		
名称	位置																		
<u>淡路市斎苑</u>	<u>淡路市野田尾252番地</u>																		
<u>緑風の里</u>	<u>淡路市野田尾252番地2</u>																		

議案第 39 号

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

淡路市福祉医療費の助成に関する条例（平成 17 年淡路市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 14 号中「第 41 条の 3 の 3 第 2 項」を「第 41 条の 3 の 11 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であつて、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの間にあつては、前々年。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定によって計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号) <u>第41条の3の3第2項</u>の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)の合計額が80万円以下である者をいう。</p> <p>(15)～(24) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であつて、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの間にあつては、前々年。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定によって計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号) <u>第41条の3の11第2項</u>の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)の合計額が80万円以下である者をいう。</p> <p>(15)～(24) (略)</p>

議案第40号

淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例制定の件

淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和6年6月3日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年淡路
市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項中「2
0人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそ
れがあるときは、当分の間、この条例による改正後の淡路市家庭的保育事業等
の設備及び運営の基準に関する条例第29条第2項、第31条第2項、第44
条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この
条例による改正前の淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条
例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規
定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>
<p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p>	<p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p>

淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事</p>

淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>	<p>業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>

議案第41号

淡路市下水道条例及び淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市下水道条例及び淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月3日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市下水道条例及び淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(淡路市下水道条例の一部改正)

第1条 淡路市下水道条例（平成17年淡路市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「専属させなければならない」を「選任しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、兵庫県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第11条第2項ただし書中「短縮」を「短縮し、又は延長」に改める。

(淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「専属させなければならない」を「選任しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、兵庫県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第12条第2項ただし書中「短縮」を「短縮し、又は延長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市下水道条例及び淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例
 の一部を改正する条例新旧対照表
 第1条による改正（淡路市下水道条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(排水設備工事責任技術者)</p> <p>第10条 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第1項に規定する排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の登録を受けている者のうちから、責任技術者を<u>専属させなければならない</u>。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(責任技術者の登録)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の登録の有効期間は、5年とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを<u>短縮</u>することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(排水設備工事責任技術者)</p> <p>第10条 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第1項に規定する排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の登録を受けている者のうちから、責任技術者を<u>選任しなければならない</u>。<u>ただし、兵庫県内における他の営業所について兼任することを妨げない</u>。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(責任技術者の登録)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の登録の有効期間は、5年とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを<u>短縮し、又は延長</u>することができる。</p> <p>3 (略)</p>

淡路市下水道条例及び淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第2条による改正（淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(排水設備工事責任技術者)</p> <p>第11条 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第1項に規定する排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の登録を受けている者のうちから、責任技術者を<u>専属させなければならない</u>。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(責任技術者の登録)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の登録の有効期間は、5年とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを<u>短縮</u>することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(排水設備工事責任技術者)</p> <p>第11条 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第1項に規定する排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の登録を受けている者のうちから、責任技術者を<u>選任しなければならない</u>。<u>ただし、兵庫県内における他の営業所について兼任することを妨げない</u>。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(責任技術者の登録)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の登録の有効期間は、5年とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを<u>短縮し、又は延長</u>することができる。</p> <p>3 (略)</p>

議案第42号

淡路都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業施行条例を廃止
する条例制定の件

淡路都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業施行条例を廃止する条例を
次のように定める。

令和6年6月3日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業施行条例を廃止
する条例

淡路都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業施行条例（平成17年淡路市
条例第208号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改
正）
- 2 淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成1
7年淡路市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表震災復興土地区画整理事業評価員の項及び震災復興土地区画整理事業審
議会委員の項を削る。

淡路都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業施行条例を廃止する条例新旧
対照表

現 行	改 正 案
<p>淡路都市計画事業富島震災復興土 地区画整理事業施行条例 平成17年4月1日 条例第208号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 費用の負担（第6条）</p> <p>第3章 土地区画整理審議会（第7条—第14条）</p> <p>第4章 地積の決定の方法（第15条—第17条）</p> <p>第5章 評価（第18条—第20条）</p> <p>第6章 清算（第21条—第29条）</p> <p>第7章 雑則（第30条—第33条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 （趣旨）</p> <p>第1条 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第3項の規定により淡路市（以下「施行者」という。）が施行する淡路都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業（以下「事業」という。）に関する法第53条第2項各号に掲げる事項その他必要な事項は、この条例の定めるところによる。</p> <p>（事業の名称）</p> <p>第2条 事業の名称は、淡路都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業という。</p> <p>（施行地区）</p> <p>第3条 事業の施行地区は、兵庫県淡路市富島の一部とする。</p> <p>（事業の範囲）</p> <p>第4条 事業の範囲は、法第2条第1項及び第2項に規定する事業とする。</p>	<p>（条例の廃止）</p>

淡路都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業施行条例を廃止する条例新旧
対照表

現 行	改 正 案
<p>(事務所の所在地)</p> <p>第5条 事業の事務所は、兵庫県淡路市生穂新島8番地に置く。</p> <p>第2章 費用の負担</p> <p>(費用の負担)</p> <p>第6条 事業の施行に要する費用は、次に掲げるものを除き、施行者が負担する。</p> <p>(1) 国庫補助金及び交付金</p> <p>(2) 公共施設管理者等の負担金</p> <p>第3章 土地区画整理審議会</p> <p>(審議会の設置)</p> <p>第7条 事業を施行するため、淡路都市計画事業富島震災復興土地区画整理審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(委員の定数)</p> <p>第8条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人とする。</p> <p>2 前項に規定する委員の定数のうち、法第58条第1項の規定により施行地区内の宅地の所有者(以下「宅地所有者」という。)及び施行地区内の宅地について借地権を有する者(以下「借地権者」という。)がそれぞれのうちから各別に選挙する委員の数の合計は、8人とする。</p> <p>3 第1項に規定する委員の定数のうち、法第58条第3項の規定により市長が土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから選任する委員の数は、2人とする。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第9条 委員の任期は、5年とする。</p> <p>(立候補制)</p> <p>第10条 法第58条第1項の規定により選挙すべき委員は、候補者のうちから選挙する。</p> <p>(予備委員)</p> <p>第11条 審議会に、宅地所有者から選挙され</p>	<p>(条例の廃止)</p>

淡路都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業施行条例を廃止する条例新旧
対照表

現 行	改 正 案
<p>る委員及び借地権者から選挙される委員についての予備委員をそれぞれ置く。</p> <p>2 予備委員の数は、宅地所有者から選挙すべき委員又は借地権者から選挙すべき委員の数（委員の数が奇数のときは、その数から1を減じた数）のそれぞれ半数とする。ただし、選挙すべき委員の数が1人の場合は、1人とする。</p> <p>3 予備委員は、委員の選挙において、当選人を除いて、次条に定める数以上の得票を得た者のうち得票数の多い者から順次定めるものとし、得票数が同じであるときは、市長がくじで定める。</p> <p>4 法第59条第5項の規定により予備委員をもって委員を補充する場合は、前項の規定により予備委員を定めた順位に従って、順次補充する。</p> <p>5 市長は、予備委員をもって委員を補充した場合は、補充により委員となった者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を公告するとともに、委員となった者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>6 補充により委員となった者は、前項の規定による公告のあった日から委員としての資格を取得する。 （当選人又は予備委員となるために必要な得票数）</p> <p>第12条 当選人又は予備委員となるために必要な得票数は、当該選挙において、宅地所有者及び借地権者からそれぞれ選挙すべき委員の数でその選挙におけるそれぞれの有効投票の総数を除して得た数の10分の1以上の数とする。 （委員の補欠選挙）</p>	<p>（条例の廃止）</p>

淡路都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業施行条例を廃止する条例新旧
対照表

現 行	改 正 案
<p>第13条 宅地所有者から選挙された委員又は借地権者から選挙された委員の欠員の数が、それぞれの委員の定数の3分の1を超えた場合において、補充すべき予備委員がないときは、それぞれの委員の補欠選挙を行うものとする。</p> <p>(学識経験委員の補充)</p> <p>第14条 学識経験を有する者のうちから選任した委員に欠員を生じたときは、市長は速やかに補欠の委員を選任する。</p> <p>第4章 地積の決定の方法</p> <p>(基準地積)</p> <p>第15条 換地計画において換地及び清算金額を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積(以下「基準地積」という。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)現在におけるその登記されている地積(以下「登記地積」という。)とし、施行日現在において登記されていない宅地については、施行者が実測して得た地積とする。</p> <p>(基準地積の更正等)</p> <p>第16条 宅地所有者は、その登記地積が事実と相違すると認めるときは、施行日から60日以内に、施行者に基準地積の更正を申請することができる。</p> <p>2 基準地積の更正を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、施行者に提出しなければならない。この場合において、その者の所有する宅地が2筆以上に渡り連続しているときは、その全部について申請しなければならない。</p> <p>(1) 宅地の境界について隣接する宅地の所有者の同意があることを示す書面</p> <p>(2) 宅地の実測図(原則として縮尺250分の1とし、周囲の辺長及び求積に必要な</p>	<p>(条例の廃止)</p>

淡路都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業施行条例を廃止する条例新旧
対照表

現 行	改 正 案
<p>事項を記載したもの)</p> <p>(3) 隣接する宅地の地番及び所有者の氏名を記入した見取図</p> <p>(4) 隣接する宅地との境界標識の種別、境界点の位置及び境界点間の距離を記入した境界表示図</p> <p>3 施行者は、第1項の規定による申請があった場合は、申請人の立会いを求めて、当該申請に係る宅地の地積を実測等により確認しなければならない。この場合において、宅地の地積の実測に当たり必要があるときは、その宅地に隣接する宅地の所有者の立会いを求めることができる。</p> <p>4 施行者は、前項の規定により確認した地積が前条の基準地積と相違する場合は、その基準地積を更正しなければならない。</p> <p>5 施行者は、前条の基準地積が事実著しく相違すると認めるときは、その宅地所有者及びその宅地に隣接する宅地の所有者の立会いを求めて、その宅地の地積を実測して、その基準地積を更正することができる。</p> <p>6 施行者は、道路に囲まれた区域その他適当と認める区域について実測して得た地積がその区域内の宅地各筆の基準地積を合計した地積を超える場合は、その超える地積をその区域内の宅地各筆（前条の規定により実測した宅地又は前2項の規定により基準地積を更正した宅地を除く。）の基準地積にあん分して加えることにより、宅地各筆の基準地積を更正しなければならない。</p> <p>7 施行日後に分割した宅地の分割後の宅地各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の宅地各筆の登記地積にあん分して得た地積とする。ただし、分割後の一部の宅地が実測地積等である場合は、その実測地積等</p>	<p>(条例の廃止)</p>

淡路都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業施行条例を廃止する条例新旧
対照表

現 行	改 正 案
<p>をもって当該宅地の基準地積とし、分割前の基準地積からその実測地積等を差し引いた地積を他の宅地の基準地積とする。</p> <p>(基準権利地積)</p> <p>第17条 換地計画において換地について所有権以外の権利(処分の制限を含む。以下この条において同じ。)の目的となるべき宅地又はその部分及び清算金額を定めるときの基準となる従前の宅地について存する所有権以外の権利の目的である宅地又はその部分の地積(以下「基準権利地積」という。)は、その登記地積又は法第85条第1項の規定による申告に係る地積(地積の変更について同条第3項の規定による届出があったときは、その地積とする。以下「申告地積」という。)とする。ただし、その登記地積又は申告地積が当該権利の存する宅地の基準地積に符合しないときは、施行者がその宅地の基準地積に符合するようにあん分その他適当と認める方法により定めた地積をもってその基準権利地積とする。</p> <p>第5章 評価</p> <p>(評価員の定数)</p> <p>第18条 法第65条第1項に規定する評価員の定数は、3人とする。</p> <p>(宅地の評価)</p> <p>第19条 従前の宅地及び換地の価額は、施行者が、その位置、地積、形状、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。</p> <p>(権利の評価)</p> <p>第20条 所有権以外の権利の存する従前の宅地及び換地についての所有権又は所有権以外の権利の価額は、当該従前の宅地及び換地の価額にそれぞれの権利価格割合を乗じて得た</p>	<p>(条例の廃止)</p>

淡路都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業施行条例を廃止する条例新旧
対照表

現 行	改 正 案
<p>額とする。</p> <p>2 前項の権利価格割合は、施行者が、前条の従前の宅地及び換地の価額、賃貸料、位置、形状、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。</p> <p>第6章 清算 (清算金の算定)</p> <p>第21条 換地を定めた場合に徴収し、又は交付すべき清算金額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を従前の宅地の価額（従前の宅地について所有権以外の権利が存する場合には、所有権又は所有権以外の権利の価額）に乗じて得た額（以下「従前の権利価額」という。）と当該換地の価額（換地について所有権以外の権利が存する場合には、所有権又は所有権以外の権利の価額）との差額とする。</p> <p>2 換地を定めないで金銭で清算する場合又は所有権以外の権利を消滅させて金銭で清算する場合における交付すべき清算金額は、従前の権利価額とする。</p> <p>(清算金の相殺)</p> <p>第22条 清算金を徴収されるべき者に対して交付すべき清算金があるときは、その者から徴収すべき清算金とその者に交付すべき清算金とを相殺するものとする。</p> <p>(清算金等の徴収又は交付の通知)</p> <p>第23条 市長は、前2条の清算金を徴収し、又は交付する場合においては、その期限及び場所を定め、その期限の30日前までに、これを納付する者又は交付を受ける者に通知するものとする。</p> <p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第24条 市長は、その徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額が1万円以上である</p>	<p>(条例の廃止)</p>

淡路都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業施行条例を廃止する条例新旧
対照表

現 行	改 正 案
<p>場合は、それぞれ別表第1又は別表第2に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、分割徴収する場合にあっては年3パーセント、分割交付する場合にあっては年6パーセントとし、第1回の分割徴収又はその分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>3 清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第2回以後の納付額又は交付額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額から100円未満の端数を控除して得た額にその回の利子を加えて得た額とし、第1回の納付額又は交付額は、清算金の総額から第2回以後の納付額又は交付額の総額（利子を除く。）を控除して得た額とする。</p> <p>4 清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、市長は、毎回の徴収又は交付金額及び毎回の納付期限又は交付期限を定めて、清算金を分割納付する者又は分割交付を受ける者に通知する。</p> <p>5 清算金を分割納付する者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。</p> <p>6 市長は、清算金を分割納付する者が納付すべき金額を納付期限までに納付しないときは、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて徴収することができる。</p> <p>（清算金の分割納付の申請）</p> <p>第25条 前条第1項の規定による清算金の分</p>	<p>(条例の廃止)</p>

淡路都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業施行条例を廃止する条例新旧
対照表

現 行	改 正 案
<p>割納付をしようとする者は、第23条の通知を受けた日から30日以内に市長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(氏名等の変更の届出)</p> <p>第26条 清算を完了していない宅地について権利を有する者は、その氏名又は住所（法人にあってはその名称又は主たる事務所の所在地）を変更した場合においては、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(権利の異動の届出)</p> <p>第27条 清算を完了していない宅地について権利の異動が生じた者は、当事者双方連署して直ちに市長に届け出なければならない。ただし、連署を得ることができないときは、その理由を記載した書面及びその異動を証する書面を添付して連署に代えることができる。</p> <p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第28条 第23条又は第24条により徴収する清算金を滞納した者に督促状を發した場合においては、督促状の郵送に要する費用相当の督促手数料及び納付すべき期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、当該督促に係る清算金の額に年10.75パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した延滞金を徴収することができる。</p> <p>2 前項の延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>3 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(仮清算への準用)</p>	<p>(条例の廃止)</p>

淡路都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業施行条例を廃止する条例新旧
対照表

現 行	改 正 案															
<p>第29条 第21条から前条までの規定は、法第102条の規定により仮清算金を徴収し、又は交付する場合に準用する。</p> <p style="text-align: center;">第7章 雑則</p> <p>(所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止)</p> <p>第30条 施行者は、換地計画の決定又は仮換地の指定若しくは審議会委員の選挙のため必要があるときは、法第85条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出を受理しない期間を設けることができる。</p> <p style="text-align: center;">(建築物許可申請の経由)</p> <p>第31条 法第76条第1項の規定により、県知事の許可を得るために提出する書類は、施行者を經由しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(換地処分の特例)</p> <p>第32条 施行者は、必要があると認めるときは、換地計画に係る区域の全部について事業の工事が完了する以前においても換地処分をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>第33条 この条例に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表第1 (第24条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">徴収すべき清算金の総額</th> <th style="text-align: center;">分割徴収する期限</th> <th style="text-align: center;">分割の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1万円以上 4万円未満</td> <td style="text-align: center;">1年以内</td> <td style="text-align: center;">3回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4万円以上 7万円未満</td> <td style="text-align: center;">2年以内</td> <td style="text-align: center;">5回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7万円以上 10万円未満</td> <td style="text-align: center;">3年以内</td> <td style="text-align: center;">7回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10万円以上 1</td> <td style="text-align: center;">4年以内</td> <td style="text-align: center;">9回</td> </tr> </tbody> </table>	徴収すべき清算金の総額	分割徴収する期限	分割の回数	1万円以上 4万円未満	1年以内	3回	4万円以上 7万円未満	2年以内	5回	7万円以上 10万円未満	3年以内	7回	10万円以上 1	4年以内	9回	<p>(条例の廃止)</p>
徴収すべき清算金の総額	分割徴収する期限	分割の回数														
1万円以上 4万円未満	1年以内	3回														
4万円以上 7万円未満	2年以内	5回														
7万円以上 10万円未満	3年以内	7回														
10万円以上 1	4年以内	9回														

淡路都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業施行条例を廃止する条例新旧
対照表

現 行			改 正 案
3万円未満			(条例の廃止)
13万円以上	1	5年以内	
6万円未満			
16万円以上	2	6年以内	
0万円未満			
20万円以上	2	7年以内	
4万円未満			
24万円以上	2	8年以内	
8万円未満			
28万円以上	3	9年以内	
2万円未満			
32万円以上		10年以内	
別表第2 (第24条関係)			
交付すべき清算金の総額		分割交付する期限	分割の回数
1万円以上	7万	1年以内	2回
円未満			
7万円以上	13	2年以内	3回
万円未満			
13万円以上	2	3年以内	4回
0万円未満			
20万円以上	2	4年以内	5回
8万円未満			
28万円以上		5年以内	6回

淡路都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業施行条例を廃止する条例附則
 第2項の規定による淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
 関する条例の一部改正新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
教育委員会委員	月額 35,000円	教育委員会委員	月額 35,000円
(略)	(略)	(略)	(略)
認定こども園薬剤師	年額 36,100円	認定こども園薬剤師	年額 36,100円
<u>震災復興土地区画整理事業評価員</u>	<u>日額 6,400円</u>		
<u>震災復興土地区画整理事業審議会委員</u>	<u>日額 6,400円</u>		